

令和 6 年 第 7 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 6 年 7 月 1 7 日

武蔵村山市教育委員会

令和6年第7回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年7月17日（水）

開会 午前 9時30分

閉会 午前 9時49分

2 場 所 武蔵村山市役所401大集会室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野順布
杉原栄子 比留間雅和
潮美和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	鈴木 義雄	学校教育担当部長	東口 孝正
教育総務課長	佐藤 哲郎	教育施設担当課長	櫻井 謙次
指導・教育センター担当課長	加藤 由裕	学校給食課長	阿部 淳一
防災食育センター整備担当課長	矢野 喜之	文化振興課長	廣末 聡
スポーツ振興課長	鳥海 純子	図書館長	児玉 眞一
指導主事	石井 和成	指導主事	丹羽 千晶

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 濱谷 綾祐
牧瀬友紀子

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第38号 武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出について
- 8 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の出席委員は全員でございます。

これより、令和6年第7回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、比留間委員にお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和6年度少年少女スポーツ大会第54回少年野球大会の開催結果についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、令和6年度少年少女スポーツ大会第54回少年野球大会の

開催結果について御報告いたします。

資料 1 を御覧ください。

本大会は、令和 6 年 6 月 15 日（土）、29 日（土）、30 日（日）の 3 日間、総合運動公園運動場を会場として開催をいたしました。

参加状況といたしましては、小学校 6 年生、5 年生で構成される一部が 6 チーム、79 人、小学校 4 年生以下で構成される二部が 4 チーム、58 人、合計 10 チーム、137 人でございました。

成績につきましては、資料にお示しのとおりでございますが、一部の優勝が第十小学校と雷塚小学校の合同チームとなります「サンダーファイターズ」チーム、二部の優勝が第二小学校、第十小学校、雷塚小学校の合同チームとなります「隼 C」チームという結果でございました。各試合の結果につきましては、トーナメント表を御参照いただきたいと思います。

教育長におかれましては、お忙しい中、開会式等に御出席をいただき、誠にありがとうございました。御礼申し上げます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、2 点目でございます。

令和 6 年度姉妹都市交流事業第 18 回栄村駅伝大会選手派遣結果についてでございます。

資料 2 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長　それでは、令和 6 年度姉妹都市交流事業第 18 回栄村駅伝大会選手派遣結果について御報告いたします。

資料 2 を御覧ください。

令和 6 年 7 月 7 日（日）に開催されました栄村駅伝大会につきましては、武蔵村山市から第一小学校及び小中一貫校村山学園の児童・生徒 8 名を含む 15 名が「でえだら」、「えのき」、「かたくり」のそれぞれのチームとして参加をいたしました。

大会には、スポーツ推進委員 2 名とスポーツ振興課職員 2 名が児童・生徒の対応等を含む引率として同行いたしました。

また、武蔵村山市からは、先ほど申し上げた 3 チームの他に、峰すいそう会から 3 チーム、西部地区おやじの会から 1 チーム、合わせて 7 チームが参加をいたしました。

成績といたしましては、19 チーム中、でえだらチームが 9 位、えのきチームが 14 位、か

たくりチームが4位という結果でございました。各選手の成績と詳細につきましては、記録表をお示ししておりますので、御参照いただきたいと思います。

大会当日は、武蔵村山市から市長、市議会議員、教育長など多くの方々に応援に駆けつけていただき、大会を盛り上げていただきました。教育長におかれましては、公私とも御多用の中、長野県栄村まで応援に駆けつけていただき大変ありがとうございました。御礼申し上げます。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

3点目のその他でございますが、1点報告いたします。

在日本大韓民国民団西東京地方本部からの要望についてでございます。

内容につきましては、指導・教育センター担当課長から報告いたします。

加藤指導・教育センター担当課長、お願いします。

○加藤指導・教育センター担当課長 それでは、令和7年度使用教科用図書採択に係る要望について御説明いたします。

令和6年7月9日付で、在日本大韓民国民団西東京地方本部から、教育委員会教育長宛で武蔵村山市管内中学校における歴史教科書の採択に関する要望書をいただきましたので、収受をいたしました。

なお、要望書については、教育委員の皆様にお配りをしていることから、ここでの御説明は概要に絞らせていただきますので御了承ください。

それでは、本要望書の内容について内容を読み上げさせていただきます。

武蔵村山市管内中学校各校が2025年度から使用する教科書の採択に際し、望ましい歴史認識に基づいた歴史教科書を採択していただきますよう要望いたします。偏った歴史認識に基づいた歴史教科書が使用されたとしたら、在日韓国人には不要な劣等感を与え、日本の生徒たちには錯覚や偏見を植え付けてしまいかねないことを危惧していることから、日本の教育現場において偏った歴史教育を押しつけることなく、過去の歴史から何を学び、何を考えなければならないのかを考える教育の在り方と、そのためにふさわしい教科書の選定を強く求めます。

また、私たちの子供に日本の義務教育を受けさせる権利が保障されているという観点からも、在日韓国人の存在と韓日の歴史が歪曲されることなく描かれた歴史教科書が採択、使用されますことを強く望みます。

これらにつきましては、要望として受け止め、特段返答等の対応はございません。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 その他、特に報告等はございません。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 それでは、2点お願いいたします。

1点目は、資料1の少年少女スポーツ大会第54回少年野球大会についてです。これを見ますと、第九小学校の名前がありませんが、第九小学校にチームはないのかどうかお聞きしたいと思いました。児童数が減少していく中で、子供たちが野球をやりたくてもチームを組めない現状があると思います。そのような中で、他校と協力して体制を整え、チームを結成することは、並々ならぬ努力があるかと思います。監督やコーチ、保護者の方々に感謝申し上げたいと思います。

また、市でこのような野球大会を開催されるということは、子供たちの夢の実現のためにも大きな力になると思います。感謝申し上げます。このような状況の中で難しいと思いますが、ぜひ今後もこの少年野球大会の存続をお願いしたいと思います。

2点目は、資料2の第18回栄村駅伝大会についてです。先日、新聞にロンドンで初めて開催された駅伝大会「UK E K I D E N」について書いてありました。オックスフォードからロンドン郊外のウィンザーまで駅伝が実施されたようです。これは日本の箱根駅伝をモデルにされたと聞いております。英国で駅伝文化の普及を目指している、これは日本文化の象徴であると考えて書いてありました。そういう点からも、日本文化の継承として、この栄村の駅伝大会も素晴らしいと思います。

派遣チームには小学校及び中学校が指定されて、今回は第一小学校と村山学園第二中学校からの参加となりますが、報告の資料を見ますと、本市から大人の方々も参加されているということで、自由参加も可能なのだと思いました。今後とも、栄村の駅伝大会を応援して、このような自由参加の状況が広がっていくとよいと思いました。

また、武蔵村山市の駅伝大会には栄村、横田基地などからの参加もありますので、ますます盛んになっていくことを期待したいと思います。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第４ 議案第３８号 武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出について

○池谷教育長 日程第４、議案第３８号 武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第３８号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市防災食育センターを新たに設置することに伴い、条例の制定の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、防災食育センター整備担当課長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

矢野防災食育センター整備担当課長、お願いします。

○矢野防災食育センター整備担当課長 それでは、議案第３８号 武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出について御説明申し上げます。

老朽化が進む現在の学校給食センターに代わる新たな施設といたしまして、防災食育センターの建設工事を令和４年度から実施しているところでございますが、現在のところ、概ね順調に工事が進んでおりまして、工期である令和７年１月末までには竣工できる見通しとなっているところでございます。

そこで、当該設置条例の制定につきまして、９月に開催される令和６年第３回市議会定例会への上程に向け、市長部局に対しまして所要の事務手続を行っていただくよう依頼するものでございます。

それでは、条例案の内容について御説明させていただきます。

別紙の武蔵村山市防災食育センター設置条例（案）を御覧ください。

まず、第１条では、目的を定めており、地域防災計画に基づく応急給食などの防災に関する事業と、学校給食法に基づく学校給食や食育に関する事業を円滑に実施することを定めております。

続いて、第２条は、災害時と平常時の定義を定めているものでございます。

続いて、第３条は、名称と所在する位置を定めているものでございます。

続いて、第４条は、実施事業を定めておりまして、第１号の防災に関する事業では、災害

時の応急給食や救援物資に関すること及び平常時の備蓄や啓発に関する事業を挙げ、次の第2号、学校給食等に関する事業では、学校給食及び食育に関する事業を挙げております。また、第3号は、その他必要なことについて規定するものでございます。

続いて、第5条は、応急給食の対象者を、その次の第6条は、学校給食の対象者をそれぞれ定めるものでございます。

続いて、第7条は、防災食育センターの管理運営について、災害時は災害対策本部または市長が行い、平常時は教育委員会が行うこととして定めております。

続いて、第8条は、従前からの学校給食運営委員会の設置について定めております。

続いて、第9条は、施行に関する委任を規定するものでございます。

最後の附則につきましては、本条例の施行期日、また学校給食運営委員会の経過措置及び現在の学校給食センター設置条例の廃止について定めているものでございます。

以上が条例（案）の内容説明となります。

なお、この条例（案）につきましては、今後、文書法制課で所管する例規文書審査会での審議を経た後、市議会への議案として正式に上程することとなります。したがって、現時点の条例（案）に修正が加わることもございますので、御留意くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理人、お願いいたします。

○大野職務代理人 意見でございます。

今年は能登半島地震で始まりまして、改めて日本中いつどこで地震が発生するか分からないということを実感いたしました。それとタイミングを合わせるように防災食育センターができるということは、災害に備える意味で大変喜ばしいことだと思っております。

また、ふだんは学校給食を作り、その延長上で災害時には市民の食を賄う施設になるということは、改めて理想的な施設であると思ったところでございます。

昨年暮れには業務委託の優先契約交渉事業者が決まり、建物も3階建ての外観が確認できるようになるなど、着々と完成に近づいていると感じているところでもございます。先ほども申しましたが、市民の期待は非常に大きいものがございます。施設の稼働までにはまだまだ御苦労はあろうかと思いますが、子供たち、そして市民のために、よろしく願いたい

ところでございます。

なお、御提示いただきました設置条例（案）につきましては、申し述べるところはございません。

以上でございます。

○池谷教育長 その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○池谷教育長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 38 号 武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 5 その他

○池谷教育長 日程第 5、その他に入ります。

委員の皆様からの報告等の御発言があればお受けいたします。

（発言する者なし）

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

（発言する者なし）

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和 6 年第 7 回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前9時49分閉会